

告示日 平成 23 年 4 月 1 日

岐阜市告示第 2 号

## 広告物活用地区の指定

平成 23 年 4 月 1 日

1 広告物活用地区の名称

柳ヶ瀬地区

2 広告物活用地区の区域

別紙のとおり

3 施行日

平成 23 年 4 月 1 日

別紙

広告物活用地区の対象区域

神田町2丁目9番、20番。同3丁目1番から4番1、4番3、5番から17番2まで。同4丁目1番1から8番1、8番5、9番から16番2まで。同5丁目1番1から7番2、11番から21番まで。同6丁目1番、12番。若宮町4丁目1番から8番3、10番1から22番2まで。同5丁目1番1、2番1から3番3、4番3から4番5、6番から24番まで。金町1丁目11番、24番。同2丁目、同3丁目、同4丁目1番から5番、26番から28番2、29番、29番3、29番5から30番まで。同5丁目1番、10番2から10番4、11番6。徹明通1丁目、同2丁目。神室町1丁目、同2丁目。日ノ出町1丁目、同2丁目。柳ヶ瀬通1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目1番、13番から13番3まで。弥生町。小柳町。

記

